

国際取引法講義 第2版 訂正・改訂事項

1. 訂正事項

271 頁：(誤) アービトレーション (裁定：arbitration)、(正) アービトラージ (裁定：arbitrage)

2. 改訂事項

(1) 2019 年資金決済法改正に伴うもの

184 頁で言及した仮想通貨は暗号資産と名称変更され、新たな法整備が行われた。

(2) インコタームズ 2020 (Incoterms 2020) 制定に伴うもの

77 頁以下で言及したインコタームズ 2010 であるが、これを改訂したインコタームズ 2020 が 2020 年 1 月より発効する。ただし、DAT (売主は通関して配送するまでの運賃と危険を負担) を廃止して DPU (Delivered at Place Unloaded：売主が通関・配送に加えて荷下ろしまでの運賃と危険を負担) を新設する点を除くと、ほぼ同内容である。なお、FCA (運送人渡し：現時点では国際貿易の約 40% が FCA で行われているとされる) は、引き続き海上運送を含めたあらゆる運送形態 (コンテナ輸送を含む) に適用可能だが、インコタームズ 2020 において、海上運送による場合に買主 (輸入者) は運送人に船積みされたことを記載した船荷証券の発効を指示しなければならないとするオプションが初めて規定された。なお、インコタームズ 2020 に於いてもインコタームズ 2010 と同様に、FOB、CIF は国際取引の約 80% を占めるコンテナの海上輸送に用いるのは不適切としている。

(3) TSU-BPO 廃止に伴うもの

25 頁と 200 頁で言及した TSU-BPO であるが、期待されたほど利用が伸びず、SWIFT によるサービスが廃止されることとなった。

(4) LIBOR 消失に伴うもの

247 頁のコラムで言及した LIBOR につき、その後の展開を末尾に付記すると以下のとおり。「ただし、仏フラン LIBOR からユーロ LIBOR への移行時のように新しい基準金利が 1 つに決まるわけではなく、①リスク・フリー・レート (risk free rate：銀行の信用リスクを含まない基準金利で、米ドルは SOFR、日本円は TONA など LIBOR が扱う通貨所属 5 か国 [日英米欧スイス] で各々異なる) と②銀行間取引金利 (LIBOR 以外の TIBOR、EURIBOR は改訂して存続) が複数用意された。このため、LIBOR に準拠した既存契約は合理解釈で一時的に読み替えることが困難で、①新規契約する取引で参照金利を LIBOR から TIBOR や TONA 等の代替金利の選択肢の中から 1 つ選んで変更する「移行」か、②LIBOR 参照の既存契約につき LIBOR の恒久的な発表停止後に参照する金利 (fall-back Rate) を契約当事者間で予め合意する「フォールバック」の何れかによる契約改訂を関連 5 か国の金融当局が求めている。もっとも、LIBOR 準拠の契約は数多く、事業会社間契約にもあって全てを契約改訂することは望みがたく、契約以外に LIBOR による利息支払いを命じる仲裁判断等もある点で課題は残る。」

以上